



福 社

介護保険負担限度額の対象要件などが変わります

伊奈庁舎介護福祉課

(内線4302)

特別養護老人ホームなどを利用する時の居住費や食費については、原則自己負担ですが、低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、一定額以上は介護保険から給付されます。

令和3年8月から利用者負担段階の第3段階の区分が細分化され、認定要件となる預貯金などの金額も利用者負担段階の区分ごとに設定されます。また、食費の負担限度額も変わります。

なお、有効期限が令和3年7月末までの負担限度額認定証をお持ちの方には、令和3年6月下旬に申請書を送付するので、必要書類を添えて申請をお願いします。

今回の改正により、令和3年度(令和3年8月1日～令和4年7月31日)については対象とならない場合もあります。あらかじめご了承ください。

■利用者負担段階の条件

- ① 高齢福祉年金の受給者、生活保護受給者
- ② 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人
- ③ 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人
- ④ 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人

利用者負担段階 (本人および世帯全員が住民税非課税であること)	預貯金等の金額	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	条件① 単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	条件② 単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階	条件③ 単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
	条件④ 単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(事実婚含む)の課税状況および資産状況も判断材料となります。



福 社

後期高齢者医療制度のお知らせ

伊奈庁舎国保年金課

(内線4407)

■令和3年度分後期高齢者医療保険料の納入通知書を発送します

普通徴収分(納付書払い・口座振替払い)の納入通知書を7月中旬に発送します。災害により著しい損害を受けたときや、病気などで収入が著しく減少する世帯で保険料を納めることが困難な方は、申請すると後期高齢者医療保険料が減免になることがあります。※減免は、申請すると必ず受けられるものではありません。

■新しい被保険者証を7月中に送付します

現在お使いの「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は、7月31日(土)までです。新しい保険証は、7月末までにご本人宛に郵送します(特定記録郵便)。お手元に届きましたら記載内容を確認し、8月1日(日)からは新しい保険証で受診してください。



くらし・環境

谷和原地区・富士見ヶ丘地区の皆さんへ

谷和原庁舎上下水道課

(内線5307)

谷和原浄水場にて、配水ポンプなどの更新工事を下表のとおり予定しています。対象地区は、谷和原地区全域と富士見ヶ丘地区です。これに伴い、地区によっては水圧が一時的に不安定になり、濁り水が発生する可能性があります。

住民の皆さんへの影響を最小限に抑えるよう工事を行います。濁り水が出たときは、水を出してきれいになったことを確認の上、ご使用ください。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

実施日	時間	内容
7月6日(火) 7日(水) ※7日は予備日	午前0時～ 午前5時	谷和原浄水場配水エリアの変更作業
7月～9月 (各月平日 3日間程度)	午前9時～ 午後4時	谷和原浄水場配水ポンプの更新・動作確認作業